

## 内閣府ホームページに7月9日にアップされた 子ども・子育て支援新制度についてのFAQ（よくある質問）

### 「自治体向けFAQ(よくある質問)」

#### 【基準】

#### 3 基準条例（放課後児童クラブ）

Q 放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。

A 個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。

#### 4 基準条例（放課後児童クラブ）

Q 放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。

A 支援の単位（児童の集団の規模）は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。

このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るという基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。

### 「事業者向けFAQ(よくある質問)(第3版)」（2014年6月に出されたFAQに追加）

#### 【放課後児童クラブに関すること】

**Q74) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。**

新制度においては、放課後児童クラブの実施か所数についても量の拡充を進めていくこととしています。

また、質を確保する観点から、事業の設備及び運営について、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなります。事業者におかれては、この条例の基準を遵守し、事業を行っていただくこととなります。

なお、新制度の施行に先立ち、平成26年度に実施している保育緊急確保事業では、保護者の利用意向を反映して開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、追加的な財政支援を行うこととしています。

**Q75) 産業競争力会議において、放課後児童クラブを約30万人分拡充するとの発表がありました。が、今後どのように進めていくのでしょうか。**

放課後児童クラブに関しては、総理からの指示を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」を策

定し、厚生労働省と文部科学省が協力して総合的な放課後対策に取り組むこととしています。

いわゆる「小1の壁」を打破し、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブについて、新たに約30万人分を市町村計画の終期である平成31年度末までに整備することを目指します。

その際、次代を担う人材の育成の観点から、共働き家庭等の児童だけでなく、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、学校の余裕教室等を徹底的に活用しつつ、可能な限り、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施していきたいと考えています。

このため、全小学校区で放課後子供教室を実施できるよう整備を進め、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を平成31年度末までに約1万か所以上で実施することを目指します。

これらの目標の達成に向け、放課後子ども総合プランについては、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に位置付け、市町村において積極的に取り組んでいただくよう、国は、予算・運用の両面で後押ししていきたいと考えています。

なお、これまでの説明と同様、各市町村において、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画と子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画とを一体的に策定することは差し支えありません。

**Q76) 小学校の余裕教室等の活用を進めるということは、放課後児童クラブ事業に民間事業者が参入しにくくなるのではないのでしょうか。**

厚生労働省の調査（平成25年5月1日現在）では、学校の余裕教室等で事業を実施している市町村以外の運営主体（運営委員会、社会福祉法人他）は約半数という状況です。

最終的には市町村の判断となりますが、小学校の余裕教室等を活用する場合であっても民間事業者の参入を妨げるものではなく、地域の民間サービスを活用して多様なニーズに対応することは重要ですので、市町村とよく相談していただきたいと考えています。

**Q77) 基準省令で都道府県が行うこととされている放課後児童支援員の認定研修について、研修科目等の内容はいつごろ提示されるのでしょうか。また、ガイドラインの通知はいつごろ発出されるのでしょうか。**

基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとされており、現在、当該研修の内容を検討中であり、夏頃を目途に取りまとめる予定です。

また、放課後児童クラブのガイドラインについては、今後年度内を目途に通知を改正する予定です。

なお、都道府県知事が行う認定研修については、基準省令の附則において5年間の経過措置が設けられています。

（以下は、3版において追加されたもの）

**【放課後児童クラブに関すること】**

**Q82)放課後児童クラブの対象年齢が小6まで引き上げられましたが、小6まで受け入れなければならないのでしょうか。**

各市町村では、小4以上の放課後児童クラブ利用ニーズを踏まえた確保方策を講じる必要がありますが、個々の放課後児童クラブに一律に小6までの受け入れ義務を課すものではありません。